

一般社団法人 SV リーグ

競技会等旅費規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という。）の規約第78条に基づき、選手、チームスタッフおよび審判員等の交通費および宿泊費等（以下、「旅費」という。）に関する事項を定める。

第2条〔適用範囲〕

(1) 本規程の適用対象者は次の各号とする。

- ① SV クラブのトップチームの登録選手
- ② SV クラブのトップチームのヘッドコーチ/監督およびアシスタントコーチ/コーチ
- ③ 前号を除く SV クラブのトップチームスタッフ
- ④ SVL が主催する競技会について委嘱する JURY、レフェリー、係員およびこれに準ずる者

(2) 本規程で定める旅費は次の各号に要するものとする。

- ① 公式試合の参加
- ② 前号を除く SVL が主催または主管する競技会の参加
- ③ SVL が主催する競技関連行事への出席
- ④ SVL が指定する研修会または講演会等への出席
- ⑤ SVL が派遣する国際大会への参加
- ⑥ その他代表理事が指定する行事等への参加

第3条〔旅費の種類〕

(1) 旅費は、交通費、宿泊費および派遣日当とする。

(2) 前項の派遣日当は、前条第1項第4号のみを対象とする。

第4条〔公式試合のトップチームの旅費〕

(1) 公式試合におけるトップチームの遠征（アウェークラブがホームクラブの試合会場へ移動すること。以下同じ。）に要する旅費は次の基準により算出する。

- ① 1 チームにつき 18 名を人員数の上限とする
- ② 交通費の算定基準は次のとおりとする
 - イ. 新幹線普通車指定席および在来線特急普通車指定席による往復を原則とする
 - ロ. 本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。ただし、複数の自治体がホー

ムタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。
以下同じ。)の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機
エコノミークラス席による往復を認める

ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2日目の試合日の当日中に本拠地に帰着でき
ない場合、航空機エコノミークラス席の利用を認める

③ 宿泊費は1人あたり1泊15,000円(税込)以内とし、宿泊の基準は次のとおりとする
イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km以上の場合、試合前日の1
泊

ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日中に本拠地に帰着でき
ない場合、試合後の1泊

(2) 前項の旅費の負担は、次の各号のとおりとする。

① SVL規約第54条第2項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催
される場合は、遠征を行ったアウェークラブがその全額を負担する

② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の場所で試合が開催される場合で、
かつ、そのことによりホームクラブのホームアリーナで試合を開催する場合と比べて
アウェークラブの遠征に要する旅費の実費額が増加した場合は、その増加分をホーム
クラブが負担する

③ 前2号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。ただ
し、規約第54条第3項に該当する場合はその定めに従うものとする

(3) 前項の規定にかかわらず、前2項に基づき計算した各クラブの旅費の総額に著しい差異が
生じた場合、SVLは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填するこ
とがある。

第5条〔非公式試合のトップチームの旅費〕

規約第4章第5節に定める非公式有料試合のトップチームまたは個別の選手の参加におい
て要する交通費および宿泊費は、前条を準用して管理者が負担する。ただし、管理者と参
加者または管理者と参加者の属するクラブとの間で合意した場合は、この限りではない。

第6条〔審判員等の旅費〕

(1) 公式試合の審判員等(第2条第1項第4号に定める者を意味する。以下同じ。)の旅費の
うち、交通費および宿泊費は、次の基準によりSVLが負担する。

① 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が往復80km以下の場合、交通費は一律
2,000円(税込)とする

② 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が往復80kmを超える場合の交通費は、
次の基準による公共交通機関利用を前提とした実費精算とする

イ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満の場合、在来線普通車

の利用

- ロ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 100km 以上の場合、在来線特急普通車指定席および新幹線普通車指定席の利用を認める
- ハ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 500km 以上の場合、航空機エコノミークラス席の利用を認める
- ニ. 厳に不可避の場合に限り、タクシーの利用を認める試合起因により自宅に当日中の帰着ができない等の特別の事情がある場合、試合日の 1 泊

③ JURY およびレフェリーの宿泊費は 1 人あたり 1 泊 10,000 円 (税込) 以内とし、宿泊の基準は次のとおりとする

- イ. 自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が 300km 以上の場合、試合前日の 1 泊
- ロ. 試合起因により自宅に当日中の帰着ができない等の特別の事情がある場合、試合日の 1 泊

(2) SVL 規約第 4 章第 5 節に定める非公式有料試合の審判員等の交通費および宿泊費は、前項を準用して、主管者が負担する。

(3) 公式試合の派遣日当は、次表に基づき SVL が支給する。

| 公式試合派遣日当表 (単位円) | |
|-----------------------|--------|
| JURY | 10,000 |
| 1 st レフェリー | 8,000 |
| 2 nd レフェリー | 8,000 |
| 3rd レフェリー | 8,000 |
| チャレンジ判定員 | 8,000 |
| その他の審判員等 | なし |

第 7 条〔選手の競技関連行事等の参加の旅費〕

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に定める選手が、代表理事の指示に基づき SVL が主催する競技関連行事等に参加する場合の旅費は、第 4 条第 1 項に定める基準により、SVL が負担する。
- (2) 前項において宿泊を要する場合の宿泊費は、トップチームの選手は 1 泊につき 1 人あたり金 15,000 円 (税込) 以内とする。ただし、SVL が宿泊場所を指定した場合はこの限りではない。

第 8 条〔ヘッドコーチ等の競技関連行事等への参加の旅費〕

- (1) 第 2 条第 1 項第 2 号乃至第 3 号に定めるヘッドコーチ、アシスタントコーチおよびその他チームスタッフが、代表理事の指示に基づき SVL が主催する競技関連行事等に参加する場合の旅費は、第 4 条第 1 項に定める基準により、SVL が負担する。

- (2) 前項において宿泊を要する場合の宿泊費は、トップチームのヘッドコーチは1泊につき1人あたり金15,000円(税込)以内とし、それ以外の者の場合は1泊につき1人あたり金12,000円(税込)以内とする。ただし、SVLが宿泊場所を指定した場合はこの限りではない。

第9条〔ユースチームの旅費〕

SVクラブのユースチームがSVLの主催する公式試合に参加するときの旅費については、別途定める。

第10条〔国際大会派遣の旅費〕

- (1) SVLの派遣によりSVクラブのチームが国際大会に参加するときは、次の基準に基づく旅費実費を公益財団法人日本バレーボール協会(以下、「日本協会」という。)とSVLがそれぞれ負担する。
- ① 当該国際大会に登録された選手およびチームスタッフを対象者とする
 - ② 日本と派遣先国間の移動手段は、航空機エコノミークラス席の利用を原則とする
 - ③ 現地における移動手段は在来線特急指定席またはその他公共交通機関の利用を原則とするが、現地の事情等により専用車の利用を妨げない
 - ④ 宿泊費の基準は第4条第1項第3号に準じる金額を原則とするが、為替レートや現地の事情等に応じて変動することを妨げない
- (2) 前項第1号以外の参加者に関する旅費は、派遣チームのSVクラブが負担するものとする。

第11条〔経済的旅費の計算〕

- (1) 第4条から前条までの適用において、交通費は、最も経済的かつ通常の経路および方法による移動に基づき計算する。
- (2) 第4条から前条までの適用において実費精算するときは、団体割引、早期予約割引、往復割引およびセット割引等の適用が可能である場合には、極力利用するものとする。

第12条〔物価上昇等の影響〕

急激な物価上昇や一時的または地理的な需要等の影響により、本規程に定める基準金額での宿泊が厳に不可能な場合に限り、代表理事の承認を得て基準を超えた金額を適用することができる。

第13条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は2024年7月1日より施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月19日制定

(1) 本規程の施行をもって、平成24年3月12日施行の「チーム旅費規程」を廃止する。

〔改正〕

2024年9月2日 一部修正